



基本計画の策定について

基本計画の策定の目的

上田長野地域水道事業広域化協議会規約第1条の「協議会の目的」に沿って検討、協議を進めるために、現時点での課題及びその課題の解消に向けた協議の方向性を共有することを目的として基本計画を策定するもの。

ここでいう基本計画とは、施設整備計画や財政シミュレーションに加え、「業務・運営管理」、「情報システム」、「施設整備」、「災害・危機管理」、「職員・組織体制」、「財政運営」、「下水道事業との連携」、「今後の住民説明・意見聴取方法」、「協議会として目標とする企業団設立の目途・スケジュール」等について検討・協議し、整理した各基本方針をまとめたものを指す。

基本計画(案)の構成

資料3「上田長野地域水道事業広域化基本計画のイメージについて」を参照

R6における協議予定(=基本計画策定のスケジュール)

年度 月	令和6年度									令和7年度～			
	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
協議会等	○幹事会 ●協議会		○幹事会 ●協議会				○幹事会 ●協議会		○幹事会 ●協議会				
スケジュール	基本計画(案)策定に係る 部会での検討・調整		基本計画(案)策定	議会の意見聴取 及び 住民への広報・周知 意見募集等			基本計画検討・協議 (意見反映)	基本計画決定	基本計画の議会への報告	首長による基本計画合意 (企業団設立スケジュール含む)	事業計画策定	議会 企業団規約議決	企業団設立